



宅建協会主催の 宅地建物取引士法定講習会受講のお願い

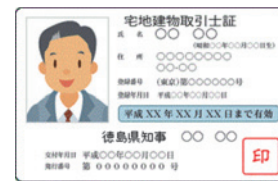
取引士証の交付・更新に必要な「法定講習会」は宅建協会です

宅建協会では、これまで徳島県で唯一の宅地建物取引士法定講習会の指定団体として、法定講習会を実施して参りましたが、平成29年度より他団体も指定団体となり法定講習会を実施することとなりました。

そのため、今後は「宅建協会が実施する法定講習会の受講案内」と「他団体が実施する法定講習会の受講案内」が、それぞれ取引士宛て送付されることになり、取引士証の有効期限や更新案内の発送時期によっては、他団体からの受講案内が先に届く場合があります。

宅建協会では、有効期限が近づいた取引士の方には、「受講のご案内」を必ず送付しておりますので、宅建協会員並びに取引士の皆様におかれましては、これまで通り、必ず宅建協会が実施する法定講習会を受講していただくようお願い申し上げます。

また、試験合格後1年以上経過している方や、有効期限切れで新たに取引士証の交付を希望する方は、必要書類をお送りいたしますので、宅建協会までご連絡下さい。



令和3年度 宅地建物取引士法定講習会日程

	講習日	会場
第1回	令和3年 5月27日(木)(終了)	自宅学習
第2回	令和3年10月28日(木)	徳島グランヴィリオホテル 徳島市万代町3丁目5-1
第3回	令和4年 1月26日(水)	

※コロナウイルス感染拡大の状況により、今後の講習の実施方法が変更になる場合もございます。

- 法定講習会は取引士証の有効期限の6カ月前から受講ができます。
- 更新対象者には宅建協会より「受講のご案内」を送付いたしますので、案内に従って、宅建協会へ申し込み手続きを行ってください。
- 昼食・お茶・コーヒーを無料サービスいたします。
- 講習会場の駐車場は無料で利用できます。

■受講申込・問い合わせ

(公社) 徳島県宅地建物取引業協会

〒770-0941 徳島市万代町5丁目1-5 徳島県不動産会館 TEL 088-625-0318